

# ひまわりアパートメント加入約款

ひまわりネットワーク株式会社(以下「当社」という。)、放送法、電気通信事業法およびその他の法令(以下「法」という。)、の定めに基づき、放送サービス、インターネット接続サービス(以下「本サービス」という。)、を提供します。本約款は、当社アパートメント内に加入する集合住宅所有者向けの約款となり、別に定める放送サービス契約約款およびインターネット接続サービス契約約款の補助約款として、放送サービス契約約款およびインターネット接続サービス契約約款と矛盾または抵触する場合は、放送サービス契約約款およびインターネット接続サービス契約約款の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとします。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	有線テレビジョン放送および、電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して、他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 デジタル放送サービス	当社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ当社が貸与するデジタルホームターミナルを利用して、デジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス
4 放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響及び符号等を伝送すること
5 電気通信回線	電気通信設備たる回線
6 インターネット接続サービス	当社の提供する電気通信回線(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)、を使用して、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルを利用した電気通信サービス
7 当社取扱局	電気通信設備を設置し、それにより本サービスを提供する当社の取扱局
8 当社事業所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
9 加入者	当社と加入契約を締結している者「建物代表者をいう」
10 加入契約	当社から本サービスの提供を受けたための契約
11 利用者	当社と利用契約を締結している者「入居者をいう」
12 取扱局交換設備	本サービス取扱局に当社が設置する交換設備
13 引込設備	加入者及び利用者が本サービスを利用する為、デジタル放送サービス施設に接続された引込点(タップオフまたはクロージャ)から加入者施設に設置された保安器または棟内ノードまでの引込線及び機器
14 宅内設備	加入者及び利用者が本サービスを利用する為、加入者施設の保安器または棟内ノードの出力端子から受信機までに設置された内線、受信機
15 受信機	利用者宅内のテレビ受像機及びP/A受信機
16 契約者回線	加入契約に基づいて、取扱局交換設備と契約の申込者の指定する場所との間に設置される電気通信回線
17 ケーブルモデム	当社契約者回線の終端に位置し、端末設備と第1種本サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備
18 デジタルホームターミナル	当社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター、録画機能や通信機能などを有するデジタルホームターミナル
19 C-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだ当社が貸与するカード
20 B-CASカード	株式会社ビエス・コンディショナルアクセスシステムの略
21 B-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだB-CASが貸与するカード
22 光通信端末	光サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備にインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備(D-ONU)
23 無線通信端末	当社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置
24 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、電気通信設備の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域を含みます。)、又は同一の建物内であるもの
25 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
26 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
27 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
28 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
29 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 相互接続点 (3) インターネット接続事業者との相互接続点 (4) その他当社が必要により設置する電気通信設備
30 ドメイン名	日本ネットワークフォーメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。))によって割当てられる組織を示す名称
31 IPアドレス	インターネットプロトコルとして定められている32bitのアドレス
32 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額
33 加入者施設	保安器または棟内ノードの出力端子以降の施設で、当社が貸与した施設以外の施設
34 当社施設	当社取扱局から保安器または棟内ノードまでの施設および当社が貸与した施設
35 本施設	当社施設および加入者施設
36 ACASチップ	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、現行のB-CAS方式及びV-4K放送に対応したチップ

第2条(サービスの提供区域)  
当社は、行政区画、その他の社会的経済的条件、本サービスの需要と供給の見込み等を考慮して本サービス区域(以下「サービス区域」という。))を設定します。  
2 当社は、サービス区域を表示する図表を当社事業所において閲覧に供します。  
第3条(本サービスの種目)  
当社は、サービス区域において本サービスを提供するための当社施設より本サービスを提供するものとします。  
1 本サービスの種目は、次のとおりとします。  
(1) 放送サービス  
(2) インターネット接続サービス  
2 当社は、やむを得ぬ事情により放送内容等を含む本サービスの内容を変更または中止することができます。なお、当該変更又は中止について、当社は、加入者に対して事前に通知するものとし、これにより生じる損害の賠償には応じないものとします。  
第4条(デジタルホームターミナル)  
デジタル放送サービスを受ける加入者及び利用者の個人情報は、当社への加入申込及び利用申込時にB-CASへ登録されます。また、個人情報の変更が生じた場合も当社からB-CASへ連絡いたします。ここで登録される個人情報とは、加入者及び利用者の氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号を特定する情報を含みます。また、当社はB-CASとの間に秘密保持契約を結び、加入者及び利用者の保護をはかることとします。  
3 C-CASカードに関する取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めることとします。  
4 C-CASカードを変更とするデジタルホームターミナルを利用する加入者及び利用者は、C-CASカードを当社から貸与するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者及び利用者からC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。  
5 C-CASカードは当社に帰属し、当社の手配に依る以下のデータ消去、変更、改竄を禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼす損害、利益損失については、加入者及び利用者が増償するものとします。  
6 利用者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、利用者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は利用者には帰属しません。  
第5条(ケーブルモデム若しくは光通信端末)  
加入者は、各世帯につきケーブルモデム若しくは光通信端末を当社より貸与を受けることができます。当社は、その修理、交換およびその必要な措置を無償にて対応するものとします。ただし、利用者が故意または過失によりケーブルモデム若しくは光通信端末を破損または紛失した場合には、利用者は、当社のケーブルモデム若しくは光通信端末販売価格相当分を当社に支払うものとします。また、当該機器の所有権は利用者には帰属しません。また、当社が認める場合を除き、加入者及び利用者はケーブルモデム若しくは光通信端末の交換を請求することができないものとします。但し、当社が認める場合の交換であっても、交換手数料を申し受ける場合があります。  
7 加入者は、当社が必要に応じて行うケーブルモデム若しくは光通信端末のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。  
8 加入者が、加入契約約款または解除した場合は、加入者が利用契約を解約または解除した場合、当該ケーブルモデム若しくは光通信端末をすみやかに当社に返却するものとします。  
第7条(利用に係る加入者の義務)

加入者は、次のことを守っていただきます。  
(1) 当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。  
(2) 故意に契約者必要もしくは利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。  
(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認められる場合を除いて、当社が加入者に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。  
(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認められる場合を除いて、当社が契約に基づき設置した端末設備を介してインターネット接続サービスを第三者が利用できる状態としないこと。  
(5) 違法に、又は明らか又は公然と公序良俗に反する態様においてインターネット接続サービスを利用しないこと。  
(6) 電気通信設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード、ケーブルモデム若しくは光通信端末、ACASチップを善良な管理者の注意をもって管理し、当社の承諾がある場合を除き、移動、停止、取はずし、変更、分解又は損壊をしないこと。  
(7) 本サービスの利用にあたって次の行為を行うこと。  
1 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為  
2 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為  
3 他人を差別し、若しくは誹謗中傷し、またはその尊厳もしくは信用を毀損する行為  
4 猥褻、幼児虐待に及ぶ文書・図画・映像等の情報を提供する行為  
5 他人になりまして各種サービスを利用する行為  
6 ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等の使用または情報を提供する行為  
7 宛先が特定または受信者の承諾を得ない広告、宣伝、勧誘等の電子メールを、一方的に送信する行為  
8 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為  
9 事実を反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為  
10 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつくおそれのある行為  
11 法令または各地方自治体が制定する条例違反する行為又は違反するおそれのある行為  
12 前号のいずれかに該当する行為をしている他人の情報提供または助長する行為  
13 その他、当社が不適切と判断する行為  
14 当社から貸与されているデジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末を、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡する行為  
15 加入者が直接又は間接を問わず、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末の本体及びコンピュータプログラムについて、複製、改造、変改、解析などを行う行為  
16 加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、また、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公にその効果その他又はその複製物等を頒布する行為  
2 加入者が1項の禁止行為を行った場合、その責任は当該加入者に帰属し、当社では一切の責任を負わないものとします。  
3 加入者が故意または過失により1項の禁止行為を行った場合、加入者サービスの停止もしくは著しい支障を与えた場合、当該加入者は、当社が被った損害を賠償しなければなりません。  
4 加入者は、前項の規定に違反して電気通信設備を欠損し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補完、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。  
5 当社は、加入者が違反したと認められた場合、本契約を解除し、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を超過してデジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。  
6 当社は、加入者が加入契約書に記載した、または利用者が利用申込書に記載した以外の場所でデジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末を接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。また、当社は、加入者は利用者が違反した加入者、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

第8条(自営端末設備の接続)  
加入者は、その契約者回線の技術基準に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者)をいいます(以下同じとします。))の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。  
2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。  
(1) その接続が別表1の技術基準に適合しないとき  
(2) その接続が、事業法施行規則第14条で定める場合に該当するとき  
3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別表1の技術基準に適合するかどうかの検査を行います。  
4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提供します。  
5 加入者は、工事担当者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。  
6 加入者が、その自営端末設備を変更したときについては、前各条の規定に準じて取り扱います。  
7 加入者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

第9条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)  
加入者は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が別表1の技術基準に適合かどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第4項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。  
2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提供します。  
3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が別表1の技術基準に適合していると認められないときは、加入者は、その自営端末設備に異常がある場合等の検査) 加入者は、加入者の電気通信回線の接続)  
加入者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合における事項について記載した当社所定の書面を当社事業所に提出していただきます。  
(1) その接続に係る電気通信回線の名称  
(2) その接続を行う場所  
(3) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称  
(4) その他その接続の請求の内容を特定するための事項

第11条(自営電気通信設備の接続)  
加入者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面により、請求をしていただきます。  
2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。  
(1) その接続が別表1の技術基準に適合しないとき  
(2) その接続が別表1の技術基準に適合しない場合の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき  
3 当社は、加入者の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項の規定に該当するときを除き、その接続が別表1の技術基準に適合するかどうかの検査を行います。  
4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提供します。  
5 加入者は、工事担当者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。  
6 加入者が、その自営電気通信設備を変更したときについては、前各条の規定に準じて取り扱います。  
7 加入者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

第12条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)  
当社は、契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については第9条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。  
第13条(他社回線の接続)  
加入者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。))との接続の請求をすることができます。この場合次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を当社事業所に提出していただきます。  
(1) その接続に係る電気通信回線の名称  
(2) その接続を行う場所  
(3) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称  
(4) その他その接続の請求の内容を特定するための事項  
2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に關し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除き、その請求を承諾します。

第14条(加入者施設の維持管理)  
加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営電気通信設備および自営端末設備を善良な管理者の注意を持って取扱ひ、加入者施設について維持管理責任を負うものとします。  
2 当社は、加入者及び利用者から本施設に関する異常の通知を受けられる場合、加入者施設の調査および修復の対応を行うものとします。なお、調査および修復に係る出張費、作業費、材料費および機器材料費(以下「技術費」という。))は、無償とします。  
3 次の各号の場面に關わらず技術費が有償となるが、または当社として対応できない事があることを加入者は事前に承諾するものとします。  
(1) 増設を除くことにより加入者施設に変更があった場合  
(2) 原因となつた箇所が保安器または棟内ノード出力端子以降のCATV増幅器及び分岐・分配器を接続各テレビ端子までの修復  
(3) 利用者のテレビ、パソコン等に起因する異常の場合  
(4) 加入者及び利用者または第三者の故意または過失による障害  
4 付加機能にて提供するメールアドレスについては、弊社が実施するメンテナンス情報他、弊社からのお知らせを送信させていただきます。

第15条(利用の中止)  
当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。  
(1) 当社の電気通信設備の保守上、又は工事にやむを得ないとき  
(2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき  
(3) 第19条(通信利用の制限等)の規定により通信利用を中止するとき  
2 当社の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、インターネット接続サービスの提供が困難になったとき、当社は、前項の規定により本サービスの利用の中止をうとするときは、あらかじめ加入者及び利用者へ通知します。但し、緊急事態ややむを得ない場合にはこの限りではありません。

第16条(利用の停止)  
当社は、加入者及び利用者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することができます。  
(1) 料金その他の債務について、支払い期日を超過してもなお支払わないとき  
(2) 第7条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したとき  
(3) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に加入する者の利用に對し重大な支障を与える態様において利用したとき  
(4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者の電気通信回線等が当社の承諾を得ずに接続したとき  
(5) 第9条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)若しくは第12条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)若しくは

くは事業法または事業法施行規則の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、別表1の技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備と接続を廃止しないとき。

- (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行、又は当社の電気通信設備に著しい支障を与えもしくは与え得る恐れのある行為を行ったとき。
- (7) 当社の従業員及び利用関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するまでの手段及び継続的社会的に不当であるとして判断した場合、当社が書面等での行為の解消を求めた通知を行った後、相当期間内に解消しないとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用の停止するときは、あらかじめ理由、利用の停止する日及び期間を加入者、及び利用者に通知します。ただし、加入者及び利用者が第7条禁止行為を行った場合または当社が該当すると判断した場合は、加入者及び利用者に通知せずに利用停止または情報の削除等の措置をとる場合があります。
- 3 当社は、前2項の規定により本サービスの提供を停止された加入者について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。
- 4 当社は、加入者が1項各号のいずれかに該当する場合、その事実が当社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入契約を解除することがあります。
- 5 当社は、加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。
- 6 加入者は、契約が解除されたときは貸料した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却しない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

第17条 (サービスの終了)  
社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、会社はサービスの一部または全部を終了する場合があります。その場合は、あらかじめ相当な期間を置いて加入者に通知いたします。

第18条 (通信の条件)  
契約者回線に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。

第19条 (通信利用の制限等)  
2 利用回線に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。  
当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の確保又は秩序の維持のために必要な通信及び公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を制限する措置を採ることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関 (海上保安庁の機関を含みます) 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社の機関 放送事業者の機関 通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置けることができます。
- 4 当社は、前項の措置に伴い必要限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 5 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第20条 (故障)  
加入者は、本サービスが利用できなくなったときには、当社に点検の請求をするものとします。点検の結果、電気通信設備、デジタルホームターミナル、C-ASカード、ACASチップ、ケーブルモデム及び光通信端末に故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障部を修理します。宅内設置及び受信機に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。

2 B-CASにより加入者が貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CASが定めた「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づき、B-CASの責任において正常なカードとお取替えがなされます。

3 前項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、電気通信設備、引込設備、デジタルホームターミナル、C-ASカード、ケーブルモデム及び光通信端末が滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。

第21条 (料金)  
社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充に伴い、当社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は改定月の1ヶ月前までに加入者に通知いたします。

第22条 (料金等の支払い)  
加入者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関で支払うものとします。加入者は、サービスの料金を、当社に承諾を得た上で、第三者に支払っていたことができません。

第23条 (割増金)  
加入者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第24条 (消費税相当額の加算)  
会社は、料金その他のお支払について、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 別表に記載してありまず税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。

第25条 (端数処理)  
会社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第26条 (契約終了時の処理)  
当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム若しくは光通信端末、C-ASカード及びB-CASカード使用許諾契約約款に基づきB-CASカードを返却するものとし、返却に伴い加入者又は利用者が所有又は占有する家具、敷地、構築物などの復旧を要する場合は、その費用は加入者又は利用者が負担するものとします。また、引込設備、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム若しくは光通信端末、C-ASカード、B-CASカードの返却に要する別途当社が定める費用は、加入者又は利用者の負担となります。

2 加入者は、解約又は解除により利用契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金、その他の債務を加入契約の終了の日を支払うものとします。

3 当社は、解約又は解除により利用契約が終了する場合であっても、加入契約料金は返還しないものとします。

第27条 (修理又は復旧の順位)  
当社は、当社の電気通信設備が故障または滅失した場合で、かつその一部または全部の修理および復旧をすることができない場合は、電気通信事業法施工規則第56条及び第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該規定に従った順序で電気通信設備を修理および復旧するものとします。

順 位	修 理 又 は 復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除きます)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第28条 (修理又は復旧の場合の暫定措置)  
当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫時的にその契約者回線を収容するインターネット接続サービス取扱いを変更することがあります。

第29条 (免責)  
当社は、天災事変、放送衛星・通信衛星の機能停止および不可抗力等、当社の責めに帰すことのできない事由により本サービスが利用できなかったことに対して、その責任を負わないものとします。

2 加入者が本サービスまたは本サービスを介して他のサービスを利用することにより、第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、加入者は、当事者間でこれを解消し、当社に一切の迷惑を及ぼさないものとします。ただし、加入者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合についてはこの限りではありません。

3 当社は、当社の提供する電気通信設備以外の機器については一切の保証を行いません。

4 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定める本サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定または変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

5 当社は、当社の機器において、登録提供された情報、文章等が、当社の機器の所定の記憶容量を超過した場合、加入者及び利用者に事前に通知なく当該情報、文章を削除することがあります。この場合当社は削除したと、または削除しなかったこと

- により加入者及び利用者、または第三者に生じた損害について責任を負いません。
- 6 当社から送付するメンテナンス情報等を、加入者及び利用者の設定により受信されない場合であっても、通常その到達すべき時にその加入者及び利用者へ通知内容を知りたしものとして扱うことに同意していただきます。
- 7 デジタルホームターミナルに係る免責事項について次に定めます。
- (1) 当社は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、毀損、紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等に生じた損害については、原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとし、
- (2) 利用者は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、故障に備えて、録画・編集したデータを他の媒体に移動又は複製するものとし、当社はその責任を負わないものとします。
- (3) 当社は、録画機能付きデジタルホームターミナルを修理、交換する場合、録画機能付きデジタルホームターミナルを回収します。その際、利用者は、録画・編集したデータについて一切の権利を放棄するものとし、当社はその補償を行わないものとし、
- (4) 当社は、利用者が、デジタルホームターミナルの通信機能の利用により損害を被った場合又は設備、技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことにより損害を被った場合において、一切の責任を負わないものとし、

第30条 (機密保持)  
加入者及び利用者及び当社は、契約の履行、および本サービスの提供に関し知り得た契約者及び当社の機密を第三者に漏らしてはなりません。

第31条 (個人情報)  
当社は、加入者の個人情報を「個人情報保護方針」及び「個人情報取扱について」に基づいて適正に取扱うものとします。当社は、加入者の個人情報を利用目的以外に利用しないものとし、加入者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとし、

第32条 (契約者回線の終端のある場所)  
加入者及び利用者からの契約者回線の設置場所の提供等  
契約者回線の終端のある場所（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その加入者、および利用者から提供していただきます。ただし、加入者、および利用者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるところにより、その利用回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。

2 加入者、および利用者とは、契約者回線の終端のある場所（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第33条 (加入者、および利用者からの電気の使用)  
当社が加入契約に基づき設置する本サービスに必要な電気は、加入者、および利用者から提供していただきます。また当社が加入契約に基づき設置する電気通信設備に伴い電気が必要な場合は加入者、および利用者から提供していただきます。

第34条 (承諾の限界)  
当社は、加入者及び利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務上支障がある時は、その請求を承諾しないことがあります。その場合は、その理由を請求した加入者及び利用者へ通知します。ただし、この約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(書面交付)  
第35条 会社は、放送法第147条第1項の有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の2第1項の書面（以下「契約書」といいます。）を作成し、加入者に交付するものとします。

2 加入者の承諾があるときは、会社は、契約書の交付に代えて、放送法第150条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により前項の事項を加入者に提供することができるものとします。

(書面解除)  
第36条 加入者は、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面を受領日より遅い場合は当該開始日）から起算して8日を経過するまでの間、書面により有料放送の役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」といいます。）ただし、法人契約等放送法で定める場合はこの限りではありません。

- 2 初期解約の効力は前項の書面を寄した時に生じます。
- 3 第1項の書面には、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面を受領日より遅い場合は当該開始日）、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明示し、会社で提出いただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面を会社が受理したときに書面解除の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印の日から第1項の期間を超過している場合、会社は該当書面を受理しません。
- 4 加入者は、書面解除をしたことにより、以下の料金を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を会社より請求されることはありません。
- (1) 書面解除までの期間において加入者が提供を受けた利用料金。  
2 事務手数料3,000円（税込3,300円）
- (3) 既に工事が実施された場合の引込工事費5,000円（税込5,500円）
- 5 加入者が有料放送の役務の提供契約に付き書面解除を行った場合、当該契約に関して会社が受領している金銭等については、前項の利用料金を控除した残金を加入者に返還するものとします。
- 6 会社が書面解除制度について、加入者に対して事実と異なることを告げたことにより、加入者が告げられた内容を事実であると認識し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。この場合の解除の効果等については、書面解除契約と同様とします。

(サイバー攻撃への対応)  
第37条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備イパー攻撃により当社の電気通信設備の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

別表1 自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準

区別	技術基準
本サービス	端末設備等規則（昭和60年郵政省令31号）で定める技術基準

別表2 インターネット接続事業者  
株式会社コミュニティネットワークセンター

別表3 本サービスにおける基本的な技術事項

項目	規格
相互接続回路	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
	IEEE802.11b 準拠
	IEEE802.11g 準拠
	IEEE802.11n 準拠

別表4 技術参考資料の項目  
自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件  
(1) 物理的条件  
(2) 電気的条件  
(3) 論理的条件

- 附則
- 1 この約款は、2020年4月1日より施行します。
- 2 この約款は、2020年6月30日より施行します。
- 3 この約款は、2020年11月1日より施行します。
- 4 この約款は、2021年1月29日より施行します。
- 5 この約款は、2021年4月1日より施行します。
- 6 この約款は、2021年5月15日より施行します。
- 7 この約款は、2021年9月1日より施行します。
- 8 この約款は、2022年2月22日より施行します。
- 9 この約款は、2022年3月1日より施行します。
- 10 この約款は、2022年3月14日より施行します。
- 11 この約款は、2022年6月30日より施行します。
- 12 この約款は、2022年12月28日より施行します。
- 13 この約款は、2023年2月28日より施行します。
- 14 この約款は、2025年4月1日より施行します。

料金表

通則

- (料金表の適用)
- 本サービスのコース及び付加機能の内容並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は当社が別に定めるところにより適用します。  
(料金等の変更)
  - 当社は、本サービスに関する料金及び付加機能に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。  
(料金等の臨時減免)
  - 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の当社事業所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(1) 施設利用料

サービスプラン	施設利用料	サービス内容
ひまわりアパートメント TV(セレクトL)&NETプラン ※2025年3月31日をもって新規申込の受付を終了しました。	4,000円/世帯 (税込 4,400円/世帯)	「セレクトLコース」「アパートステップアッププラン」を各1台無料、「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションでお申込みが可能。デジタルホームターミナル、ケーブルモデムの取付調整費各1台無料。
ひまわりアパートメント TV(セレクトL)&NETプラン ※2025年3月31日をもって新規申込の受付を終了しました。	3,600円/世帯 (税込 3,960円/世帯)	「セレクトLコース」「アパートステップアッププラン」を各1台無料、「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションでお申込みが可能。デジタルホームターミナル、ケーブルモデムの取付調整費各1台無料。
ひまわりアパートメント TV&NETプラン ※2025年3月31日をもって新規申込の受付を終了しました。	3,000円/世帯 (税込 3,300円/世帯)	「コミュニティコース」「アパートステップアッププラン」を各1台無料、「ライトコース」「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションでお申込みが可能。デジタルホームターミナル、ケーブルモデムの取付調整費各1台無料。
ひまわりアパートメント NETプラン ※2025年3月31日をもって新規申込の受付を終了しました。	2,500円/世帯 (税込 2,750円/世帯)	「アパートステップアッププラン」を1台無料、「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションで申し込み可能。ケーブルモデムの取り付け調整費1台無料。
ひまわりアパートメント TVプラン ※2025年3月31日をもって新規申込の受付を終了しました。	1,500円/世帯 (税込 1,650円/世帯)	「コミュニティコース」を1台無料、「ライトコース」「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」をオプションで申し込み可能。デジタルホームターミナルの取り付け調整費1台無料。
ひまわりアパートメント チョイスプラン ※2025年3月31日をもって新規申込の受付を終了しました。	1,650円/世帯 (税込 1,815円/世帯)	「コミュニティコース」もしくは「アパートスタートプラン」を1台無料、「ライトコース」「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートステップアッププラン」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションで申し込みが可能。デジタルホームターミナルの取り付け調整費もしくはケーブルモデムの取り付け調整費どちらか1台初回お申込みのみ無料。利用者はデジタル放送サービスもしくはインターネット接続サービスを選択後、6ヶ月間はサービスの変更はできません。
ひまわりアパートメント Wi-Fiプラン ※2025年3月31日をもって新規申込の受付を終了しました。	1,750円/世帯 (税込 1,925円/世帯)	「アパートプレミアムプラン」を1台無料。ケーブルモデムの取り付け調整費1台無料。
ひまわりアパートメント コンセント Wi-Fiプラン	1,600円/世帯 (税込 1,760円/世帯)	「無線LAN対応コンセント型アクセスポイント」を1台のレンタル料金を含みます。
ひまわりアパートメント 光1ギガプラン	1,600円/世帯 (税込 1,760円/世帯)	光通信端末、無線通信端末1台のレンタル料金を含みます。

(2) 放送サービスの利用料金

利用料金	① デジタル放送サービス月額基本利用料金
	<p>&lt;TV&amp;NET(セレクトL)プラン&gt;</p> <p>1) セレクトL 0円 デジタルホームターミナルの増設は、「レギュラー」「劇スポ」「ハッピー」のいずれかのお申込みが必要。 (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)</p> <p>2) ライト 943円 (税込 1,037円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます) ※上記デジタルベーシックチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。</p> <p>3) レギュラー 1,243円 (税込 1,367円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)</p> <p>4) 劇スポ 1,243円 (税込 1,367円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)</p> <p>5) ハッピー 2,043円 (税込 2,247円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)</p> <p>&lt;TV&amp;NET(セレクト)プラン&gt;</p> <p>1) セレクト 0円 デジタルホームターミナルの増設は、「レギュラー」「劇スポ」「ハッピー」のいずれかのお申込みが必要。 (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)</p> <p>2) ライト 1,343円 (税込 1,477円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます) ※上記デジタルベーシックチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。</p> <p>3) レギュラー 1,643円 (税込 1,807円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)</p> <p>4) 劇スポ 1,643円 (税込 1,807円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)</p> <p>5) ハッピー 2,443円 (税込 2,687円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)</p> <p>&lt;TV&amp;NETプラン、TVプラン&gt;</p> <p>1) コミュニティ 0円 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)</p> <p>2) ライト 1,943円 (税込 2,137円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます) ※上記デジタルベーシックチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。</p> <p>3) レギュラー 2,243円 (税込 2,467円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)</p> <p>4) 劇スポ 2,243円 (税込 2,467円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)</p>

5) ハッピー 3,043円 (税込 3,347円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます)	
<チョイスプラン(TVチョイス)>	
1) コミュニティ 0円 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます。)	
2) ライト 1,793円 (税込 1,972円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます。)	
※上記デジタルベーシックチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。	
3) レギュラー 2,093円 (税込 2,302円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます。)	
4) 劇スポ 2,093円 (税込 2,302円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます。)	
5) ハッピー 2,893円 (税込 3,182円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B) 1台の機器使用料を含みます。)	
② デジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B、ケーブルプラス STB2) 利用料金 2台目以降追加月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 500円 (税込 550円)	
③ 楽観月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円) ※上記オプションサービスは2021年3月末日を以って新規受付を終了しました。	
④ ブルーレイ搭載楽観月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 2,000円 (税込 2,200円) ※上記オプションサービスは2021年3月末日を以って新規受付を終了しました。	
⑤ 新4K放送対応楽観月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円)	
⑥ 新4K放送対応ブルーレイ搭載楽観月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 2,000円 (税込 2,200円)	
⑦ 外付けハードディスク 外付けハードディスク1台につき900円 (税込 990円) ※別途ケーブルプラスSTB2のご契約が必要です。	
⑧ デジタルバイチャンネル月額利用料金	
1) BS10 スターチャンネル デジタルホームターミナル1台につき 1,800円 (税込 1,980円)	
2) グリーンチャンネル HD グリーンチャンネル 2HD デジタルホームターミナル1台につき 1,000円 (税込 1,100円)	
3) 衛星劇場 HD デジタルホームターミナル1台につき 1,800円 (税込 1,980円)	
4) 東映チャンネル HD デジタルホームターミナル1台につき 1,500円 (税込 1,650円)	
5) フジテレビ ONE デジタルホームターミナル1台につき 1,000円 (税込 1,100円) ※上記デジタルバイチャンネルは2010年3月末日を以って新規申込受付を終了しました。	
6) フジテレビ ONE スポーツ デジタルホームターミナル1台につき 2,100円 (税込 2,310円) フジテレビ TWO ドラマ・アニメ フジテレビ NEXT ライブ・プレミア	
7) レジャーチャンネル デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円)	
8) SPEED チャンネル デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円)	
9) J sports 1,2,3,4 HD デジタルホームターミナル1台につき 2,286円 (税込 2,514円)	
10) J sports 4 HD デジタルホームターミナル1台につき 1,300円 (税込 1,430円)	
11) 元朝チャンネル1 デジタルホームターミナル1台につき 600円 (税込 660円)	
12) V☆パラダイス デジタルホームターミナル1台につき 700円 (税込 770円)	
13) V☆パラダイス HD デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円) ※上記デジタルバイチャンネルのご視聴には、AGAS 対応セットトップボックス(新4K放送対応S T B、新4K放送対応楽観又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽観)のご利用が別途必要です。	
14) パラダイステレビ デジタルホームターミナル1台につき 2,000円 (税込 2,200円)	
15) レインボーチャンネル デジタルホームターミナル1台につき 2,300円 (税込 2,530円)	
16) パラダイス+レインボー デジタルホームターミナル1台につき 2,690円 (税込 2,959円)	
17) KNTV HD デジタルホームターミナル1台につき 2,500円 (税込 2,750円)	
18) 日本映画専門チャンネル HD デジタルホームターミナル1台につき 700円 (税込 770円)	
19) アニマックス HD デジタルホームターミナル1台につき 739円 (税込 812円)	
20) フジテレビ NEXT ライブ・プレミア デジタルホームターミナル1台につき 1,800円 (税込 1,980円)	
21) 時代劇専門チャンネル HD デジタルホームターミナル1台につき 700円 (税込 770円)	
22) ディズニープラス HD デジタルホームターミナル1台につき 791円 (税込 870円)	
23) Mnet HD デジタルホームターミナル1台につき 2,300円 (税込 2,530円)	
24) 日テレグーテラス HD デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円)	
25) 日経 CNBC デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円)	
26) タカラヅカ・スカイ・ステージ デジタルホームターミナル1台につき 2,700円 (税込 2,970円) ※上記デジタルバイチャンネルのご視聴には、AGAS 対応セットトップボックス(新4K放送対応S T B、新4K放送対応楽観又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽観)のご利用が別途必要です。	

27)AT-X	デジタル放送1台につき 1,982円(税込 2,180円) ※上記デジタル放送チャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス(新4K放送対応STB、新4K放送対応楽線又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線)のご利用が別途必要です。
28)CNN/US	デジタル放送1台につき 1,800円(税込 1,980円) ※上記デジタル放送チャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス(新4K放送対応STB、新4K放送対応楽線又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線)のご利用が別途必要です。
⑩IP-VOD 利用料金	
1)月額基本料金	239円(税込 262円)
2)ビデオコンテンツ視聴料金	ビデオ視聴毎に料金設定あり
⑪サービス休止時の設備維持管理費	
1)月額基本料金	400円(税込 440円)
⑫チャンネルガイドひまわり購読料	
1)月額基本料金	1冊につき 200円(税込 220円)
※レギュラー、裏番組、ヘッドには、商品につき1冊目無料(複数契約であっても1冊目のみ無料)	

※ケーブルテレビ対応集合住宅及び施設でご利用の場合、新4K放送対応STBでの提供となります。2022年12月末日を以ってC-CASカードを必要とするデジタルホームターミナルでの提供を終了しました。

(3) インターネット接続サービス利用料

＜TV&NET(セレクトL)プラン、TV&NET(セレクト)プラン、TV&NET(プラン、NETプラン)＞

コース名	単位	料金額(月額)
アパートプレミアムプラン(300Mbps)	1回線ごとに	2,072円(税込 2,279円) メールアドレス標準提供数 11個
アパートスタンダードプラン(110Mbps)	1回線ごとに	929円(税込 1,021円) メールアドレス標準提供数 6個
アパートステップアッププラン(33Mbps)	1回線ごとに	0円 メールアドレス標準提供数 1個

＜チョイスプラン(NET チョイス)＞

コース名	単位	料金額(月額)
アパートプレミアムプラン(200Mbps)	1回線ごとに	2,922円(税込 3,214円) メールアドレス標準提供数 11個
アパートスタンダードプラン(110Mbps)	1回線ごとに	1,779円(税込 1,956円) メールアドレス標準提供数 6個
アパートステップアッププラン(33Mbps)	1回線ごとに	850円(税込 935円) メールアドレス標準提供数 1個
アパートスタートプラン(10Mbps)	1回線ごとに	0円 メールアドレス標準提供数 1個

＜Wi-Fi プラン＞

コース名	単位	料金額(月額)
アパートプレミアムプラン(200Mbps)	1回線ごとに	0円 メールアドレス標準提供数 11個

＜コンセントWi-Fi プラン＞

コース名	単位	料金額(月額)
コンセントWi-Fi プラン	1回線ごとに	0円 メールアドレス、付加機能提供不可

＜光1ギガプラン＞

コース名	単位	料金額(月額)
ひまわりアパートメント 光1ギガプラン	1回線ごとに	0円 メールアドレス、付加機能の提供不可

(4) 付加機能

区分	内容
メールアドレス追加サービス	利用者がコース毎の標準提供数を超えるメールアドレスを希望する場合に適用します。
グローバルDHCPサービス	当社のDHCPサーバーより動的に配布するグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
固定グローバルIPサービス	当社があらかじめ指定したグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
コンテンツフィルターサービス	有害なホームページの閲覧を制限する機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
ウイルスチェック・迷惑メール対策サービス	電子メールに添付されるウイルスの駆除・迷惑な電子メールを制限する機能を利用する場合に適用します。
セキュリティソフト(Aitainet ウイルスバスター 月額版サービス)	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
セキュリティソフト(マカフィー® セキュリティ サービス)	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
LAN 接続サービス	当社があらかじめ指定したグローバルIPアドレス群により、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
Aitainet ドメインサービスM	利用者があらかじめ指定した仮想ドメイン名(あらかじめ利用者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。)に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
Aitainet ドメインサービスW/M	利用者があらかじめ指定した仮想ドメイン名(あらかじめ利用者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。)により、情報ページを使用して当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。また、仮想ドメイン名に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
マネージドVPNサービス	当社のVPNサービスエリア内において、契約者が指定する拠点間でVPN接続する場合に適用します。
メッシュWi-Fi サービス ※2024年9月30日を以って新規申込・プラン変更受付を終了しました。	網目状に張り巡らされたWi-Fiネットワークを構築する宅内Wi-Fiサービスを適用します。
Hulu サービス	定額動画配信サービス「Hulu サービス」を適用します。 ※別途HJホールディングス社の定める利用規約(以下「HJホールディングス社規約」といいます。)への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。
DAZN サービス ※2024年9月30日を以って当社経由での新規申込・プラン変更受付を終了しました。	定額動画配信サービス「DAZN サービス」を適用します。 ※DAZN Limited社の定める利用規約(以下「DAZN社規約」といいます。)への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。
FOD プレミアムサービス	定額動画配信サービス「FODプレミアムサービス」を適用します。 ※株式会社フジテレビジョンの定める利用規約(以下「株式会社フジテレビジョンが定めるFOD利用規約」といいます。)への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。

(5) 付加機能使用料

種類	単位	料金額(月額)
メールアドレス追加サービス料金	コース毎の標準提供数まで コース毎の標準提供数を超え1のメールアドレス毎に(標準と併せ最大50のメールアドレス)	基本利用料を含む 500円(税込 550円)
グローバルDHCPサービス料金 *アパートプレミアムプランには含まれています	1の契約者回線毎に(付与数 1IP)	500円(税込 550円)
固定グローバルIPサービス	1の固定グローバルIPアドレス毎に	3,500円(税込 3,850円)
コンテンツフィルターサービス	1の契約毎に	300円(税込 330円)
ウイルスチェック・迷惑メール対策サービス	1のメールアドレス毎に	基本利用料を含む
セキュリティソフト(Aitainet ウイルスバスター 月額版サービス)	1の契約毎に(別途利用規約にある台数まで)	419円(税込 460円)
セキュリティソフト	1の契約毎に	350円(税込 385円)

(マカフィー® セキュリティ サービス)	(別途利用規約にある台数まで)	
LAN接続サービス	1の契約者回線毎に	26,000円(税込 28,600円)
Aitainet ドメインサービスM	10のメールアドレス及び1GBまで	1,500円(税込 1,650円)
Aitainet ドメインサービスW/M	情報ページの公開 及び 10のメールアドレス併せて2GBまで	2,000円(税込 2,200円)
Aitainet ドメインサービス 共通 マネージドVPNサービス	10のメールアドレスを超え 10のメールアドレス毎に(最大100のメールアドレス) 基本容量を超え1GB毎に	1,500円(税込 1,650円) 800円(税込 880円) 700円(税込 770円)
マネージドVPNサービス	1のVPN装置台数毎に	1,400円(税込 1,540円)
メッシュWi-Fi サービス ※2024年9月30日を以って新規申込・プラン変更受付を終了しました。	1の契約毎に(機器(Pod)は標準2台セット)	900円(税込 990円)
メッシュWi-Fi サービス機器(Pod) 追加※2024年9月30日を以って新規申込・プラン変更受付を終了しました。	1の機器毎に	500円(税込 550円) ※メッシュWi-Fiサービスの加入が必要です。
Hulu サービス	1の契約毎に	933円(税込 1,026円)
DAZN サービス ※2024年9月30日を以って当社経由での新規申込・プラン変更受付を終了しました。	1の契約毎に	税込 4,200円
FOD プレミアムサービス	1の契約毎に	888円(税込 976円)

(6) オプションサービス

利用開始日通知	1通につき	120円(税込 132円)
---------	-------	---------------

(7) 貸与機器価格相当分

デジタルホームターミナル 価格相当分	①録画機能を持たないデジタルホームターミナル 24,000円/台(税込 26,400円/台) ②録画機能付きデジタルホームターミナル 48,000円/台(税込 52,800円/台) ③再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナル(シングルチューナー) 72,000円/台(税込 79,200円/台) ④録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル(シングルチューナー) 26,000円/台(税込 28,600円/台) ⑤録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル(トリプルチューナー) 44,000円/台(税込 48,400円/台) ⑥録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 57,000円/台(税込 62,700円/台) ⑦ケーブルプラスSTB 34,700円/台(税込 38,170円/台) ⑧再生機能及び録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 84,000円/台(税込 92,400円/台)
C-CAS カード 価格相当分	C-CAS カード 3,000円/枚(税込 3,300円/枚)
ケーブルモデム 価格相当分	ケーブルモデム 25,000円/台(税込 27,500円/台)
外付けハードディスク 価格相当分	外付けハードディスク 11,420円/台(税込 12,562円)
無線LAN機器(Pod) 価格相当分	無線LAN機器(Pod) 18,000円(税込 19,800円)
光通信端末 価格相当分	光放送端末 25,000円/台(税込 27,500円/台)
無線通信端末 価格相当分	11,910円/台(税込 13,101円/台)

\* ご注意

- ① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽線、ブルーレイ搭載楽線、新4K放送対応楽線、新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線利用料金、デジタルバイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料が含まれておりません。
- ② デジタル放送サービス基本利用料金(コミュニティ以外)には、チャンネルガイドひまわりの購読料を含みます。
- ③ 加入契約料金、利用料金、工事費は、加入促進の為に割引することがあります。